

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている
社会保険診療報酬支払基金における特例について

今般の平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）による平成 28 年 5 月支払分の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の審査支払については、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払に支障が生じないように、下記のように取り扱うこととしたので遺漏なきよう期されたい。

記

1. 平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の診療報酬等の審査方法

平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合であって、社会保険診療報酬請求書審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日厚生省令第 56 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、審査委員の 2 分の 1 未満の出席で審査決定することも差し支えないこととする。

2. その他留意事項

この措置は、保険医療機関等に対する診療報酬等の平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

なお、平成 28 年 6 月支払い分（平成 28 年 4 月診療分）以降の取扱いについては、おって通知する。